令和８年度　使用者向けセミナー

受講無料

【セミナー＆相談会】

# 「パワハラ」から従業員と会社を守る実務
## ～事例に学ぶ、未然防止から事後対応まで～

会社のハラスメント対策については、法整備が進展し、その認知度も上がりつつある中、最新の「職場のハラスメントに関する実態調査」（厚労省 令和6年5月17日公表）では、パワーハラスメントを経験した労働者が19.3%（約5人に1人）と、依然として高止まりしている状況にあります。

本セミナーでは、ハラスメントが職場環境の悪化のみならず、会社の取引にも影響し得ることを念頭に、「従業員と会社を守る」視点に立って、研修、制度、ヒアリングや処分など、「パワハラ」を中心に、未然防止と発生時の対応、再発防止の要点について事例を交えて解説します。

## 令和９年１月２０日(水)13:30～15:30

知っておくべきハラスメントの基礎知識

○ 典型的なハラスメント

○ 「パワハラ」と「指導」の違い、ハラスメント の６類型

○ 加害者だけに止まらない、会社の責任

## 令和９年１月２７日(水)13:30～15:30

発生時の対処と未然防止から再発防止への実務

○研修、就業規則と支援制度の整備

○ハラスメント申告への対応、「ヒアリング」のポイント

○加害者処分の留意点、再発防止対策



講師

弁護士 岡崎教行氏

★両日ともセミナー終了後、講師又は労働相談情報センター職員による個別相談会を行います。（16:30まで。当日予約制）

**会場** 東京都南部労政会館　第５・第６会議室
品川区大崎１－１１－１　ゲートシティ大崎ウエストタワー２階

**申込方法** 電話、インターネットでお申し込みください。
**東京都労働相談情報センター大崎事務所　✆03(3495)4872**
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/menu/

**対象** 使用者、人事労務担当者、その他テーマに関心のある方

**定員** 各75名

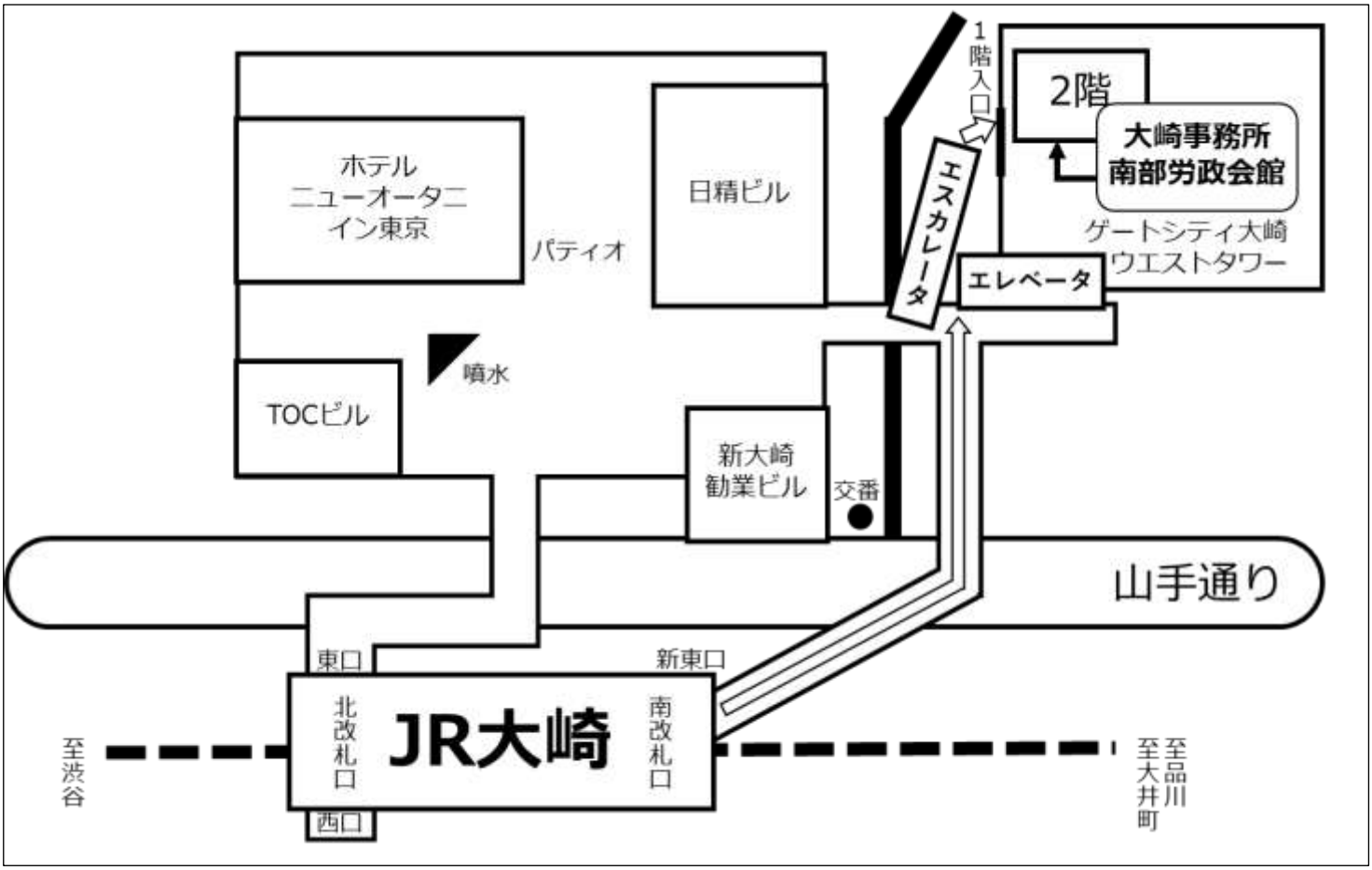
東京都産業労働局HP「TOKYOはたらくネット」
東京都　労働セミナー

**手話** 手話通訳あり：無料、事前申込制
手話通訳をご希望の方は、1月20日開催分は令和8年12月25日(金) までに、1月27日開催分は1月８日(金) までにインターネットからお申し込みください。

主催 東京都労働相談情報センター大崎事務所
共催　品川区、目黒区、大田区、世田谷区　　後援　港区

# セミナー会場案内図

## 東京都品川区大崎１－１１－１　ゲートシティ大崎ウエストタワー２階
## 東京都南部労政会館　第５・第６会議室




・JR「大崎駅」南改札口、新東口より徒歩3分。
・連絡デッキのエスカレータ又は専用エレベータで1階に降り、1階入口よりお入りください。
写真付き案内はこちらを参照ください。　➡

※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
※ 受付は講義開始45分前より行います。

■ お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために利用します。
その他の目的で使用することはありません。
■ 天災等による交通機関の運行等の影響により、セミナー開催を急遽中止又は延期することがあります。
その場合は、ホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、申込先に記載のURLをご確認ください。

～公正な採用選考のために～
東京都では、就職の機会均等を確保するため、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。
詳細は、 https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/ をご覧ください。